

第5編 緊急対処事態への対処

緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態における市が行う対処措置は、武力攻撃事態等への対処に準じて行うものとし、次のとおり定める。

1 基本的考え方等（法172条～法183条）

(1) 基本的考え方

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達の対象機関等に係るものを除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

(2) 用語の読み替え

上記の準用に当たっての主な用語の読み替えは、次のとおりである。

| 武力攻撃事態 | 緊急対処事態 |
|----------|----------------|
| 武力攻撃 | 緊急対処事態における攻撃 |
| 武力攻撃災害 | 緊急対処事態における災害 |
| 対処基本方針 | 緊急対処事態対処方針 |
| 国民保護措置 | 緊急対処保護措置 |
| 市対策本部（長） | 市緊急対処事態対策本部（長） |

(3) 緊急対処保護措置

① 緊急対処事態対策本部の設置

国の事態認定の後、対策本部を設置すべき市の指定を受けて設置。
その組織及び運営については、第3編の市国民保護対策本部に準ずる。

② 避難・退避の措置

第3編の避難・退避の措置に準ずる。

③ 救援の措置

第3編の救援の措置に準ずる。

④ 緊急対処事態における災害への対処措置

第3編の武力攻撃災害への対処措置に準ずる。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

(1) 警報の内容の伝達等

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

また、緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

(2) 警報の解除

市は、警報の解除の通知を受けた場合には、警報の内容の伝達等に準じて行う。